注意事項（刑事施設等での投票）

選挙人で選挙期間中に刑事施設等に収容・留置されているため投票日又は期日前に投票することができない場合は、刑事施設等で投票することができます。

　手順は次のとおりですので、ご確認ください。

１　収容・留置されている選挙人（下関市に選挙人名簿登録があるものに限る）は、刑事施設等の担当者等に不在者投票したい旨を申し出ます。

２　刑事施設等は、下関市選挙管理委員会に別添の請求書で投票用紙等必要書

類の請求をします。

３　下関市選挙管理委員会で請求の審査をした上で、請求をした刑事施設等に

投票用紙等必要書類を交付します。投票用紙等の受取りの際、投票用紙等受

領書を提出してください。なお、当該受領書には、不在者投票管理者の記名

押印が必要です

４　刑事施設等の不在者投票管理者の管理の下で、投票を行います。

※　刑事施設等で不在者投票ができるのは、収容・留置されている選挙人に限ります。

※　次の者は、刑事施設、労役場、監置場及び警察留置場に収容・留置されている者に該当しません。

(１)　警察において現行犯逮捕、通常逮捕又は緊急逮捕し、検察官に送致する

までの者。

(２)　検察官が逮捕し、又は検察事務官が逮捕して検察官に引き渡した被疑者

及び警察から検察官に送致した被疑者で勾留状の執行あるまでの者。

(３)　警察官職務執行法第３条の規定による保護を受けている者。

(４)　酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第３条の規

定による保護を受けている者。

※　不在者投票を行った刑事施設等は、不在者投票に要した事務経費を山口県選挙管理委員会が交付します。

当該経費支払いについての詳細は、山口県選挙管理委員会（０８３－９３３－２３２０）に問い合わせください。